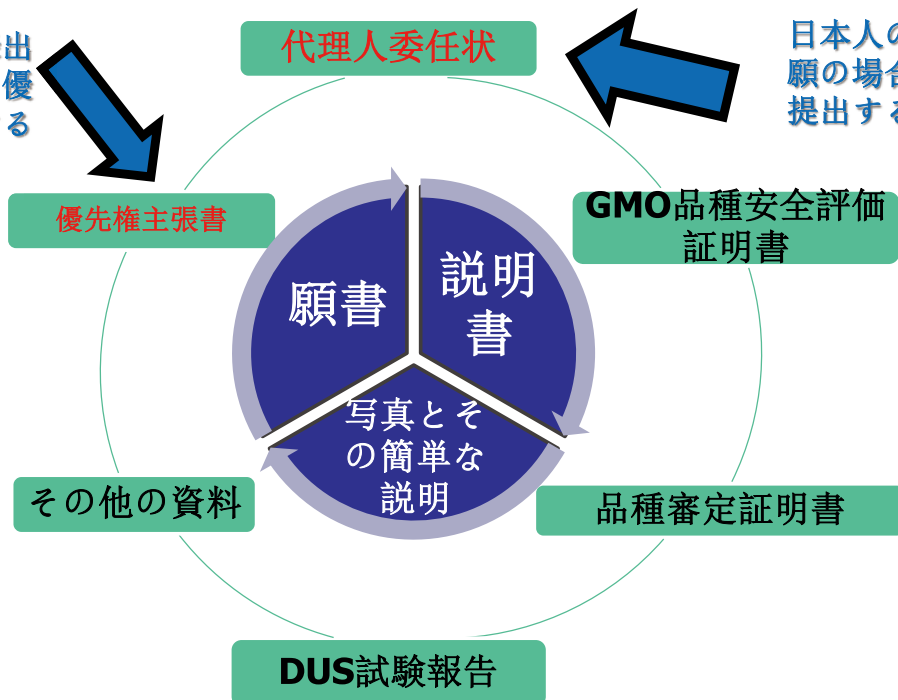




品種登録出願について

日本人の登録出願の場合は、優先権を主張することができる



日本人の登録出願の場合は必ず提出する資料



品種登録出願について

《植物新品種保護条例》

第二十三条：優先権に関する規定

出願者が外国出願のうち最先の出願をした日から12ヶ月以内に当該外国出願に係る品種につき中国に品種登録出願をする場合、優先権を主張することができる。

優先権を主張する出願者が、出願する際、書面説明を提出するとともに、**3ヶ月以内に**、最先の出願を受理した機関よりの品種登録出願に関する証明を提出してください……